令和6年度介護報酬改定に伴う介護予防・日常生活支援総合事業の改正について

1 要綱改正

介護予防・日常生活支援総合事業に係る以下の要綱改正を行います。(令和6年4月1日施行)

- ○杉並区介護予防・生活支援サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防・生活支援 サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する要綱
- ○杉並区介護予防·日常生活支援総合事業実施要綱基準要綱

2 令和6年度介護報酬改定に伴う改正の概要

(1)基本的な方針

サービス種別、対象者、算定単位、地域区分の単価の変更はありません。

(2) サービス種別ごとの報酬改正内容

(介護保険最新情報 Vol. 1210 (令和6年3月7日)を参照してください。)

- ① 介護予防訪問事業(A2)
 - ○合成単位数は変更ありません。
 - ○以下は新設するものです。
 - · 高齢者虐待防止 措置未実施 → 1%減算
 - 業務継続計画未策定 → 1%減算(令和7年4月1日から適用)
 - ※今回のサービスコード表には入りません
 - 口腔連携強化加算
- → 1回につき+50単位(1月に1回を限度))
- ・同一建物減算(新設はc、dになります)(a、bは同じサービスコードです)
 - a 事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者(<u>事業所における1月当たりの利用者</u>が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対してサービスを行う場合 → 10%減算(下線部分が改正)
- b 事業所における1月当たりの利用者が<mark>同一の建物に20人以上</mark>居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対してサービスを行う場合
 - → 10%減算(現行と同じ)
- c 事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に 居住する利用者に対してサービスを行う場合
 - → 1回につき 15%の減算
- d 同一敷地内建物等に居住する利用者(サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)の占める割合が 100 分の 90 以上である場合 \rightarrow 1回につき 12%の減算
- ② 自立支援訪問事業(A3)
 - ○合成単位数はマイナス改定となります。
 - ○以下は新設するものです。
 - · 高齢者虐待防止 措置未実施 → 1%減算
 - ・業務継続計画未策定 → 1%減算(令和7年4月1日から適用)
 - ※今回のサービスコード表には入りません
 - ・同一建物減算については、①と同じ

- ③ 介護予防通所事業(A6)
 - ○合成単位数はプラス改定となります。
 - ○運動器機能向上加算、選択的複数実施加算及び事業所評価加算は、4月からは算定できません。
 - ○以下は新設するものです。
 - ・高齢者虐待防止 措置未実施 → 1%減算
 - ·業務継続計画未策定 → 1%減算
 - ※感染症の予防及びまん延防止のための指針整備及び非常災害に関する具体的計画の 策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 - ・一体的サービス提供加算 → 1月につき 480 単位を加算
 - ・事業所が送迎を行わない場合 → 片道につき 47 単位を減算
 - ※要支援1・要支援2及び事業対象者(週1回程度)を算定している場合は1月につき 376単位を限度とする。
 - ※要支援2及び事業対象者(週2回程度)を算定している場合は1月につき752単位を 限度とする。
- ④ 自立支援通所事業(A7)
 - ○合成単位数はプラス改定となります。
 - ○以下は新設するものです。
 - · 高齢者虐待防止 措置未実施 → 1%減算
 - 業務継続計画未策定
- → 1%減算
- ※感染症の予防及びまん延防止のための指針整備及び非常災害に関する具体的計画の 策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
- ・事業所が送迎を行わない場合 → 片道につき 47 単位減算
- ⑤ 介護予防ケアマネジメント (AF)
 - ○合成単位数はプラス改定となります。
 - ○以下は新設するものです。
 - · 高齢者虐待防止 措置未実施 → 1%減算
 - 業務継続計画未策定
- → 1%減算(令和7年4月1日から適用)

(3) 訪問型サービスと通所型サービスの介護職員処遇改善加算等の改正内容

現行の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援 加算について要件の再編・統合を行い、令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算(4段階)」 に一本化を行います。

なお、一本化後の新加算(I) \sim (IV)に直ちに移行できない事業所のため、激変緩和措置として、新加算(V)が令和6年6月から令和7年3月までに限り設置されます。

※一本化については、別添資料(厚生労働省「処遇改善加算の制度が一本化され、加算率が 引き上がります」)をご確認ください。

(4)介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコード表等

令和6年4月~5月サービス提供分の「サービスコード表および CSV ファイル」は令和6年4月中旬頃に区ホームページに掲載する予定です。

【掲載場所】

トップページ > くらしのガイド > 税金・保険・年金 > 介護保険 > 介護保険事業者の方向け情報 > 介護予防・生活支援サービス事業「サービスコード表および CSV ファイル」